

| 連番 | 事業名                             | 新・継区分 | 施策・事業概要  | 25年度予算額<br>(百万円) | 24年度予算額<br>(百万円) | 補助率              | 実地主体  | 公募スケジュール  | 申請方法   | 照会窓口  | 24年度NPO<br>への実績    | 備考 |
|----|---------------------------------|-------|--|------------------|------------------|------------------|---|---|--|---|--------------------|----|
| 1  | 企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金)社会貢献型事業関連 | 終了    | 子育て支援対策、高齢者対策をはじめ多様な社会的課題をビジネスの手法で解決するSB事業者が必要とする設備資金、運転資金に対する融資を行う。   | -                | -                | -                | 株式会社、特定非営利活動人等                                | 随時  | 日本政策金融公庫の各店舗へ「第三者(中核的支援機関)からの協力・助言を得た事業計画」等の必要書類等を提出 | 地域経済産業グループ<br>立地環境整備課<br>03-3501-0645   | 0件/2件<br>(※23年度実績) | -  |
| 2  | 中心市街地魅力発掘・創造支援事業                | 継続    | 中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する取組を支援する。具体的には、①まちの魅力を高めるための事業化調査、②先導的・実証的な取組、③専門人材の派遣に対し、重点的支援を行う。 | 1,000            | 1,500<br>(補正予算)  | 1/2<br>2/3<br>※1 | まちづくり会社<br>商店街振興組合<br>商工会議所、商工会<br>特定非営利活動法人等 | (24年度補正予算)<br>平成25年2月27日(水)~平成25年3月18日(月)<br><br>(25年度予算)<br>未定 | 所在地を所轄する経済産業局へ申請書を提出                                 | 商務流通保安グループ<br>中心市街地活性化室<br>03-3501-3754<br><br>中小企業庁商業課<br>03-3501-1929<br><br>各経済産業局担当課室 | -                  | -  |

|   |                          |    |  |             |       |                  |   |                      |                       |   |                            |  |
|---|--------------------------|----|--|-------------|-------|------------------|---|----------------------|-----------------------|---|----------------------------|--|
| 3 | 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業       | 終了 | 中心市街地活性化法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた市町村の基本計画のうち、商業の活性化や中心市街地のにぎわい創出等に資する事業に対して支援する。           | -           | 2,413 | 1/2<br>2/3<br>※1 | まちづくり会社<br>商店街振興組合<br>商工会議所、商工会<br>特定非営利活動法人等 | -                    | -                     | 商務流通保安グループ<br>中心市街地活性化室<br>03-3501-3754<br><br>中小企業庁商業課<br>03-3501-1929<br><br>各経済産業局担当課室 | 3件/39件<br>12百万円<br>(交付決定額) |  |
| 4 | 独立型再生可能エネルギー発電システム等対策補助金 | 新規 | 自家消費向けの再生可能エネルギー発電システム（太陽光発電、風力発電等）の設置補助を行う。また、当該システムと併せて、その発電量の変動を抑えるための蓄電池を設置      | 3000        | 976   | 1/2 以内<br>1/3 以内 | 地方自治体、特定非営利活動法人、公益法人                          | 未定                   | 公募に対して申請書等を提出         | 資源エネルギー庁、新エネルギー対策課<br>03-3501-4031  | 2件                         |  |
| 5 | 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業    | 継続 | 高いエネルギー効率を有する再生可能エネルギーの熱利用設備を低コスト化し、その一層の利用拡大を図るため、地中熱やバイオマス熱利用を含む熱利用設備の導入に対して補助を行う。 | 4000        | 4003  | 1/2 以内<br>1/3 以内 | 地方自治体、特定非営利活動法人、公益法人                          | 未定                   | 公募に対して申請書等を提出         | 資源エネルギー庁、新エネルギー対策課<br>03-3501-4031  | 1件                         |  |
| 6 | JAPANブランド育成支援事業          | 新規 | 複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等のプロジェクトに係る経費を補助する。  | 3,151百万円の内数 | -     | 定額、<br>2/3       | 商工会<br>商工会議所組合<br>特定非営利活動法人                   | 平成25年2月28日~3月21日(予定) | 所在地を所轄する経済産業局へ申請書等を提出 | 中小企業庁<br>経営支援部新事業促進課<br>03-3501-1767  | 3件/59件                     |  |

2

|   |  |    |  |             |   |                   |  |                  |                       |  |       |  |
|---|--|----|--|-------------|---|-------------------|--|------------------|-----------------------|--|-------|--|
|   |  |    |  |             |   |                   | 等  |                  |                       |  |       |  |
| 7 | 新事業活動・農工商連携等促進支援事業（農工商等連携対策支援事業（連携体構築支援事業）（支援機関型）） | 新規 | 農工商等連携促進法により認定された支援事業計画に基づき一般社団・財団法人又はNPO法人が行う、中小商工業者と農林漁業者との交流機会の提供等の取り組みに係る経費の一部を補助する。 | 1,860百万円の内数 | - | 2/3               | 一般社団・財団法人<br>特定非営利活動法人   | 平成25年2月15日～3月11日 | 所在地を所轄する経済産業局へ申請書等を提出 | 中小企業庁<br>経営支援部新事業促進課<br>03-3501-1767       | 1件/2件 |  |
| 8 | 地域中小商業支援事業   | 新規 | 地域の共助活動の拠点となる取組や地域住民に求められる機能を継続的・自立的に提供できるようにするための取組など、商店街を身近で快適な場とするための意欲的な取組を支援する。     | 3,869       | — | 1/3<br>1/2<br>2/3 | 民間事業者、<br>商店街振興組合、<br>商工会議所、<br>商工会<br>特定非営利活動法人、<br>商店街等と民間企業等との連携体 | 未定               | 申請書等を提出（提出先は未定）       | 中小企業庁商業課<br>03-3501-1929<br><br>各経済産業局担当課室 | —     |  |

3

|                 |   |   |   |       |   |   |   |   |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計<br>(内数事業を除く) | — | — | 11,869<br>(増減額)<br>2,977<br>(増減<br>率%)<br>33% | 8,892 | — | — | — | — | — | — | — |
|-----------------|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|---|---|

※1 中心市街地魅力発掘創造支援事業費補助金について

・中心市街地活性化法等、法律に基づく認定要件により補助率が異なる。

《記載要領》

[対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、24年度で‘終了’し25年度はやらない事業でも、前年度対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(‘継続’、‘新規’、‘名称変更’、‘統廃合’、‘終了’のいずれか)を記載して下さい。

[予算額欄] 25年度予算額欄には直近の政府案、24年度予算額には前年度の確定している政府案(昨年のヒアリング時と変わっていても可)を記載して下さい。

なお、NPOが手挙げ出来るも予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は、( )し(〇〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄] 25年度予算額欄と24年度予算額欄の縦野を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(25・24年度のいずれかが内数事業)の場合は、合計するときのみ25・24年度ともその額を除いて下さい。

## 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金

(平成24年度補正予算：15.0億円)

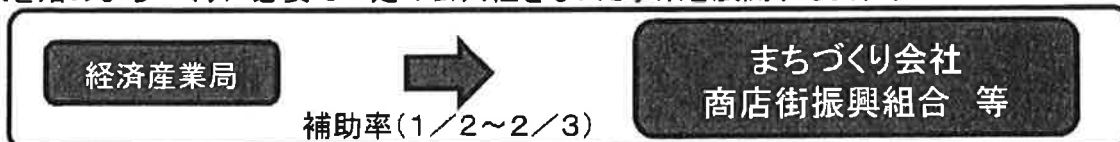
(平成25年度政府予算原案：10.0億円)

- ◆地域の個性や生活者のニーズに立脚した、まちの魅力を高め、生活者が安心して暮らすために必要な商機能の維持・強化に資する取組であって、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業を支援。【補助率1/2～2/3】

### 【補助対象者】

まちづくり会社(※)、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人等

※自治体、商工会議所や地域金融機関等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始めまちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社。



### 【事業イメージ】

#### 1. 中心市街地魅力発掘事業(中心市街地活性化法による認定の有無は問わない。)

##### ①まちの魅力掘り起こし調査【補助金額：100万円～1,000万円】

- ◆まちの魅力を探るための調査に対し支援。(例)ニーズ調査、マーケティング調査等

##### ②専門人材活用【補助金額：100万円～1,000万円】

- ◆まちづくり事業に専門的な知見を有する人材の招聘等に対し支援。

(例)経営コンサルタント、建築家、デザイナー、タウンマネージャー等

#### 2. 中心市街地魅力創造事業(中心市街地活性化法による認定が必要。)

##### ③先導的・実証的な取組【補助金額：100万円～3億円】

- ◆①の調査やそれと同様のまちの魅力を探る調査による分析に基づいた、以下の類型に該当する事業を支援。ただし、地域全体への波及効果や効果の持続性が弱い事業(地元に関連のない単なるイベント等)は対象外。

##### ○生活者の利便性の向上に資するとともに、中心市街地に欠けている機能を補完する施設等

(例)子育て支援施設等を併設した複合商業施設

##### ○地域産業資源を活用した製品の加工・販売・発信施設等

(例)地域製品の販売所、地域の製造業者と連携して商品開発が行えるインキュベーション施設

##### ○まちづくりのコンセプトを具現化するデザインコードに基づいて整備される中核施設等

(例)町家等の歴史的建造物を活用した商空間整備

##### ○持続的なにぎわい創出につながるイベント事業

(例)市民が企画・参加し、個々の商品を地域の魅力やまちのイメージにつなげるイベント事業

##### ○まちづくりに関わる事業者が連携して行う面的波及効果が見込まれる事業

(例)地域公共交通機関とまちづくり会社が連携したICカードを活用した電子マネーサービス事業

※平成25年2月27日から3月18日まで申請を受け付けています。(平成24年度補正予算)

【お問い合わせ】経済産業省中心市街地活性化室及び各経済産業局  
(裏面ご参照)

【お問い合わせ先一覧】

| 担当課室  | 住所及び電話   | 管轄地域                                       |
|---|--|--|
| 北海道経済産業局<br>流通産業課商業振興室<br>担当: 藤森、吉田               | 〒060-0808<br>札幌市北区北8条2<br>札幌第1合同庁舎<br>TEL: 011-738-3236            | 北海道  |
| 東北経済産業局<br>商業・流通サービス産業課<br>担当: 及川、丸山、中川           | 〒980-8403<br>仙台市青葉区本町3-3-1<br>仙台第1合同庁舎<br>TEL: 022-221-4914        | 青森、岩手、宮城<br>秋田、山形、福島                       |
| 関東経済産業局<br>流通・サービス産業課<br>商業振興室<br>担当: 藤本、和田、池嶋    | 〒330-9715<br>さいたま市中央区新都心1-1<br>さいたま新都心合同庁舎1号館<br>TEL: 048-600-0318 | 茨城、栃木、群馬<br>埼玉、千葉、東京<br>神奈川、新潟<br>長野、山梨、静岡 |
| 中部経済産業局<br>流通・サービス産業課<br>商業振興室<br>担当: 箕浦、榎本、山田、片桐 | 〒460-8510<br>名古屋市中区三の丸2-5-2<br>TEL: 052-951-0597                   | 愛知、岐阜、三重<br>富山、石川                          |
| 近畿経済産業局<br>流通・サービス産業課<br>担当: 川田、石原                | 〒540-8535<br>大阪市中央区大手前1-5-44<br>大阪合同庁舎1号館<br>TEL: 06-6966-6025     | 福井、滋賀、京都<br>大阪、兵庫、奈良<br>和歌山                |
| 中国経済産業局<br>流通・サービス産業課<br>担当: 腰本、森、多久田             | 〒730-8531<br>広島市中区上八丁堀6-30<br>広島合同庁舎2号館<br>TEL: 082-224-5653       | 鳥取、島根、岡山<br>広島、山口                          |
| 四国経済産業局<br>商業・流通・サービス産業課<br>担当: 三好、山本、向井          | 〒760-8512<br>高松市サンポート3-33<br>高松サンポート合同庁舎<br>TEL: 087-811-8524      | 徳島、香川<br>愛媛、高知                             |
| 九州経済産業局<br>流通・サービス産業課<br>商業振興室<br>担当: 土田、尾花       | 〒812-8546<br>福岡市博多区博多駅東2-11-1<br>福岡合同庁舎<br>TEL: 092-482-5456       | 福岡、佐賀、長崎<br>熊本、大分、宮崎<br>鹿児島                |
| 内閣府沖縄総合事務局<br>経済産業部<br>商務通商課<br>担当: 大城、下地         | 〒900-0006<br>那覇市おもろまち2-1-1<br>那覇第2地方合同庁舎2号館<br>TEL: 098-866-1731   | 沖縄   |
| 経済産業省<br>中心市街地活性化室<br>担当: 竹本、鴻上、梅原、本宮             | 〒100-8912<br>東京都千代田区霞が関1-3-1<br>TEL: 03-3501-3754                  | —  |

# 独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金 30.0億円(9.8億円)

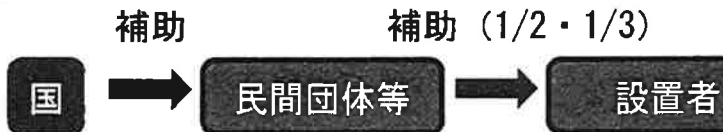
資源エネルギー庁  
新エネルギー対策課  
03-3501-4031

## 事業の内容

### 事業の概要・目的

- 再生可能エネルギーは、エネルギー起源の温室効果ガスの排出削減に寄与すること等から、一定程度、自家消費向けとして導入されています。
- 具体的には、企業等が環境問題に積極的に取り組むことに加え、東日本大震災以降の電力供給への懸念等から、再生可能エネルギー発電設備を設置し、その電力を自ら消費するニーズが高まっています。
- また、再生可能エネルギー発電設備は、季候等の環境条件によって発電量が変動しますが、蓄電池を併設することによって、再生可能エネルギーの安定供給を図ることができます。
- 本事業により、蓄電池を含めた自家消費向けの再生可能エネルギー発電システムに対する支援を行い、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ

### ○再生可能エネルギーの内訳

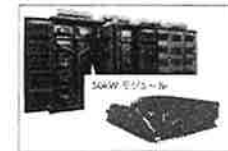
- ・太陽光発電
  - ・バイオマス発電
  - ・地熱発電
  - ・風力発電
  - ・小水力発電
- 等

※上記のうち「固定価格買取制度」において設備認定を受けないものを対象とします。

### 取組例

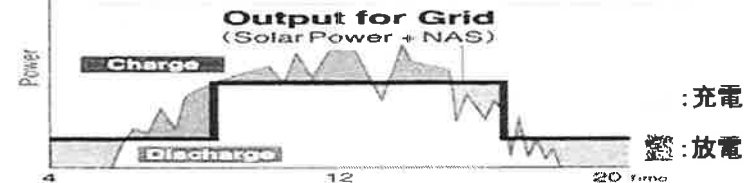


太陽光発電(東京都の例)



蓄電池

### 太陽光発電+蓄電池の電力変動



### ○地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進対策事業【補助率1/2以内】

—地方自治体等による再生可能エネルギー発電システム設備導入及び地方自治体と連携して行う設備導入に対して補助を行います。

また、地方自治体でなくとも、災害等の緊急時等に地域の防災拠点に蓄電池を提供することを条件に、民間事業者が取り組む再生可能エネルギー発電設備と蓄電池の導入に対して補助を行います。

### ○再生可能エネルギー発電システム等事業者導入促進対策事業【補助率1/3以内】

—民間事業者による設備導入に対して補助を行います。

# 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金 40.0億円（40.0億円）

資源エネルギー庁  
新エネルギー対策課  
03-3501-4031

## 事業の内容

### 事業の概要・目的

- 再生可能エネルギーの中でも、太陽熱や地中熱等の熱利用は、給湯や冷暖房等で活用が見られますが、その導入は必ずしも進んでいません。特に、熱利用分野の大きな課題は導入コストが高いことであり、そのコスト低減が重要な課題となっています。
- また、再生可能エネルギーの一層の拡大には、発電分野だけでなく熱利用分野での導入が非常に重要です。
- 本事業により、例えば地中熱や雪氷熱等を活用した冷暖房設備を商業施設等に導入する場合や、太陽熱給湯システムを民間事業者のチェーン店舗に導入する等、波及効果の期待できる案件を中心に熱利用設備等の導入に対して支援を行い、導入の拡大を図ります。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### ○再生可能エネルギー熱利用の内訳

- ・太陽熱利用
- ・地中熱利用
- ・温度差エネルギー利用
- ・バイオマス熱利用
- ・雪氷熱利用
- ・バイオマス燃料製造



太陽熱利用

出典：NEDO太陽熱FT  
業務報告書



バイオマス熱利用

出典：NEDO新エネ  
ガイドブック



雪氷熱利用

出典：NEDO新エネ  
ガイドブック

### ○地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業

#### 【補助率 1/2 以内】

地方自治体等による熱利用設備導入及び地方自治体と連携して行う熱利用設備導入に対して補助を行います。

### ○再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業

#### 【補助率 1/3 以内】

民間事業者による熱利用設備導入に対して補助を行います。



# JAPANブランド育成支援事業

※平成25年度当初予算：中小企業海外展開総合支援事業（31.5億円の内数）

## <事業の概要・目的>

○本事業では、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等のプロジェクトを支援することにより、中小企業の海外販路開拓の実現を図ります。

### ・戦略策定段階への支援

自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査などを行うプロジェクトに対し、1年間に限り支援します。小規模事業者が使いやすいものとするため、申請書類を簡素化し、補助上限額を引き下げます。

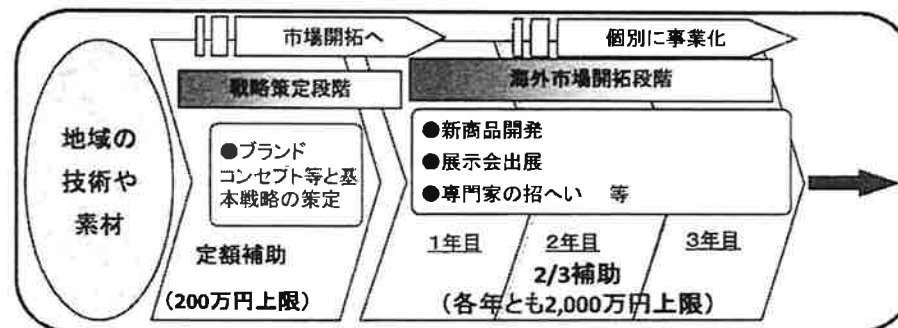
### ・海外市場開拓段階への支援

具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、新商品開発、展示会出展等のプロジェクトに対して支援します。海外販路開拓を継続的に支援するため、最大3年間の支援を実施します。

## <支援対象>

対象者：商工会、商工会議所、組合、NPO等

- ・戦略策定段階（補助上限額 200万円：定額補助）
- ・海外市場開拓段階（補助上限額 2,000万円：2/3補助）



(実施プロジェクト例)

### 【「甲州ワイン」のEU輸出プロジェクト】



- ・過去採択事業。世界的な和食ブームを背景に、日本固有の「甲州ブドウ」から造った「甲州ワイン」を、ワインの本場欧州市場をターゲットとして展開することで、「甲州ワイン」の世界的な認知と産地確立や市場拡大を目指す取組。
- ・経済産業局が、3年間にわたり継続的に海外でのプロモーション等を支援。

### 【今治タオルプロジェクト】



- ・過去採択事業。ブランディングプロジェクト・クリエイティブディレクターにアートディレクターの佐藤可士和氏を起用。
- ・国内最大のタオル産地である今治から、質へのこだわりと使い心地を重視した、人にやさしい安心・安全なタオルを提案している。

# 新事業活動・農商工連携等促進支援事業 — 農商工等連携対策支援事業 — (補助金)

## 事業概要

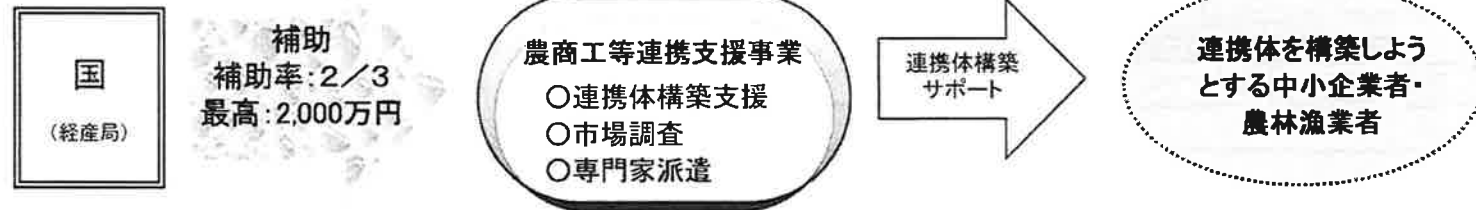
中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、互いの経営資源を有効に活用して行う新事業活動に対して、その必要となる試作品開発や市場調査等に対して補助金を交付し、農商工連携による中小企業者の経営の向上、農林漁業者の経営の改善を支援する。

### ①事業化・市場化支援事業

農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者



### ②連携体構築支援事業 (支援機関型)



農商工等連携支援事業計画の認定を受けた者

# 地域中小商業支援事業

平成25年度当初予算 38.7億円(新規)

中小企業庁 商業課  
03-3501-1929

## 事業の内容

### 事業の概要・目的

- 高齢者、女性、子どもたちを含めた地域住民が安心して生活ができ、地域のつながりが実感できる場として、商店街を始めとした地域の中小商業者に対する地域住民の期待が高まっています。
- このため、地域の共助活動の拠点となる取組や地域住民に求められる機能を継続的・自立的に提供できるようにするための取組など、商店街を身近で快適な場とするための意欲的な取組を支援することで、中小小売商業者及び商店街の活性化を図ります。

### 条件(補助率、対象者、補助金額)

#### ①中小商業活力向上事業



| 補助率 | 適用条件                         |
|-----|------------------------------|
| 2/3 | ・2以上の社会課題に対応し、地域商店街活性化法の認定取得 |
| 1/2 | ・2以上の社会課題に対応                 |
| 1/3 | ・1の社会課題に対応                   |

※ 社会課題：少子化・高齢化、安全・安心、創業・人材、環境等に対応する事業

#### ②、③地域商業再生事業



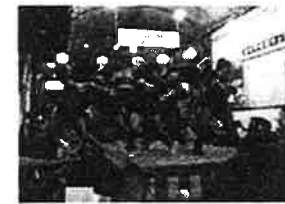
## 事業イメージ

### ①商店街の活性化につながる事業

商店街の活性化計画の推進を目的としてソフト・ハード一体で取り組む活性化事業等



チャレンジショップ



集客イベント事業

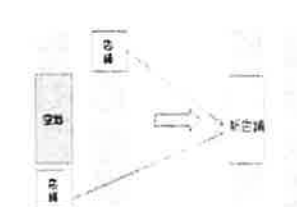
### ②地域住民のコミュニティニーズに応える事業

共助活動の拠点となる子育て支援、健康相談施設の整備等



### ③商店街の構造改革につながる事業

環境変化に対応した店舗の集約化、次代を担う人材育成等



11